

公益財団法人横浜市消費者協会

嘱託員（消費生活関連業務担当）採用募集要項

応募受付期間

令和4年2月2日（水）まで 受付（郵送のみ、必着）

公益財団法人横浜市消費者協会は、横浜市消費生活総合センターの指定管理者として、センターの運営を中心に、様々な事業に取り組んでいます。
当センターが実施する消費生活関連業務等に従事する嘱託員を募集します。

1 採用人数

1名

2 主な業務

消費生活関連業務等（消費生活相談支援、消費者教育・啓発及び情報提供）

3 応募資格

(1) 社会人経験5年以上を有すること

(2) ワード、エクセルなどによる文書作成等に必要な知識・技術を有すること

※消費生活相談員資格、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー若しくは消費生活コンサルタントの資格取得者はなお可

4 雇用内容、勤務条件

身分	公益財団法人横浜市消費者協会 嘱託員（消費生活関連業務担当）
勤務場所	横浜市消費生活総合センター 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階 (横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から約10分「上大岡駅」徒歩3分)
雇用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 業務量及び業務の進捗状況等、勤務成績、態度、能力、予算の状況等を総合的に勘案し、契約を更新する場合があります。(契約更新は2回まで。ただし年度末に65歳に達している場合は更新しません。)
報酬等	月額 189,000円（地域手当相当分を含む） 業務内容により業務加算あり 資格加算あり（上記いずれかの消費生活関連資格保持者対象） 賞与 年2回（予算の範囲内で支給。令和3年度実績2.45月分） 手当 通勤手当、超過勤務手当など
勤務日	週5日勤務（平日）
勤務時間	午前8時45分～午後4時45分 うち休憩時間は60分 (月1～2回程度午前11時00分～午後7時00分の時差勤務があります。)
休暇・休日	年次休暇（初年度16日）夏季休暇（年次休暇とは別に年度ごと5日）、病気休暇等制度あり

	祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
（その他）	横浜市勤労者福祉共済加入。健康診断（がん検診等含む）実施。

5 提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

(1) 履歴書

JIS規格のA3サイズの履歴書に、自筆で記入してください。

メールアドレス（パソコン・スマートフォンどちらでも可）をお持ちでしたら、履歴書に記入してください。

(2) 作文

市販の400字詰め原稿用紙2枚に問題に対する考え方を自筆で記述してください。

《作文問題》

あなたが理解している公益財団法人横浜市消費者協会としての役割やあり方及び業務について述べるとともに、消費者協会の嘱託員として、これまでのあなたの経験を活かし、どのように仕事を進めようとしているか述べてください。

(3) 返信用封筒2枚

返信先を明記し、84円切手を貼付してください。

提出期限 令和4年2月2日（水）必着（郵送のみ）

《提出先》

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階
公益財団法人横浜市消費者協会 「嘱託員募集担当」あて

6 選考方法

(1) 第一次選考（書類審査）

結果は2月8日（火）までに全員に通知を発送します。

(2) 第二次選考（個人面接他）

面接は2月中旬から下旬を予定しています。日時及び会場は第一次選考合格者に電話または郵送で連絡します。（その他簡単なWEB方式検査があります。ご自宅受験が難しい場合は別に対処します。）可否通知については、二次選考後通知します。（詳細は後日連絡します。）

7 その他

(1) 提出書類に虚偽があった場合及びWEB方式の検査の代理受検があった場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) この選考において提出された書類は一切お返ししません。

(3) WEB方式の検査の結果はお渡ししません。

(4) 選考に関する問合せは下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等をご遠慮ください。

(5) いただいた個人情報、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

《問合せ先》

公益財団法人横浜市消費者協会 「嘱託員募集担当」小川・鈴木

電話 045-845-7722（平日 午前8時45分～午後5時30分）

■横浜市消費生活総合センターホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp/>